
船橋設備規則

規
則

2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 規則 第36号

2020年1月22日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2020年6月30日 規則 第36号
船橋設備規則の一部を改正する規則

「船橋設備規則」の一部を次のように改正する。

2章 船橋設備の検査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

-2.(4)を次のように改める。

-2. 維持検査は、次の間隔で行わなければならない。

((1)から(3)は省略)

(4) 不定期検査は、登録を受けた設備が、~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって~~船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附 則

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。